

京都市告示第586号

京都市子ども保健医療相談・事故防止センター条例第4条ただし書の規定に基づき、次のとおり京都市子ども保健医療相談・事故防止センターを臨時に休所します。

平成29年 2月15日

京都市長 門川 大作

臨時休所する日 平成29年4月15日（土）

（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）